

志摩市定額減税補足給付金(不足額給付)(※)申請書(不足額給付2)

※不足額給付とは、令和6年に実施した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年分の所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村  
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)  
**志摩市長 宛**



【本様式での申請が可能な方】

●令和7年1月1日時点で志摩市に住民票があり、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円で調整給付(当初調整給付)の対象にならなかった方、かつ、令和5年度もしくは令和6年度の方(又は住民税均等割のみ課税世帯)向け給付の対象世帯主又は世帯員に該当していない方であって、以下のいずれかに該当する方。

- ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
- ・合計所得金額が48万円超である方

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所	
	西暦		
	年 月 日	電話番号※ハイフンなし	

【代理申請を行う場合】

本人の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。

■代理人の範囲

- ①同一世帯の親族の方⇒支給対象者本人と代理人の両方の本人確認書類が必要となります
- ②別世帯の親族の方⇒支給対象者本人と代理人の両方の本人確認書類が必要となります
- ③法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)⇒登記事項証明の写し等が必要となります

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人生年月日	代理人現住所	
		西暦		
		年 月 日	電話番号※ハイフンなし	
上記の者を代理人と認め、 定額減税補足給付金(不足額給付)申請書の提出・給付金の 受給に関する権限について委任します。			本人氏名	署名

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

ご自身の正しい口座名義(カナ・アルファベット)をよくご確認の上ご記入ください。

■ ゆうちょ銀行以外

金融機関コード	支店コード	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい

■ ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください	通帳番号※右詰めでご 記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開きを上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 ※		

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、窓口にお越しください。

※【オンライン申請について】

右記の二次元コードもしくは下記URLからオンライン申請もご利用可能です。  
画面に従って情報の入力をお願いいたします。

URL:<https://3430b4f5.form.kintoneapp.com/public/948650aaf4a72424d73eeae51ee7e3c5a6c4f3f433e987ba3b4ae69bdac8d9eb>



裏面も必ずご確認ください

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には不足額給付金は支給されません。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】 アまたはイ及びウの条件を満たすこと

ア 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金の支給対象とならなかった

イ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金の支給対象とならなかった

ウ 以下のいずれにも該当しない

・令和6年度に実施された定額減税の対象であった

・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を世帯主または世帯員として受給した

・令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した

② 不足額給付金の支給要件の該当有無を審査するため、志摩市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 提出書類に記載されている以外に課税所得はありません。

⑤ 給付種類の異なる給付金を受給している場合、支給要件に該当しなくなる給付金を返還します。

**提出書類**

『志摩市定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書』(本書類) ※必要事項をご記入ください。

申請者(または代理人)の氏名など(表面)

振込口座(表面)

誓約・同意事項(裏面上部)

署名(裏面下部)

『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 支給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 確定申告書の写しは、税務署が受付したことがわかるもの(申告書等送信票、税務署窓口で受領するリーフレット等)をご用意ください。

『事業主の該当年分所得税確定申告書の写し(コピー)』

※青色事業専従者または事業専従者の方のみご注意ください。

『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』

※ 支給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※申請者の運転免許証、健康保険証(資格確認書も可)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。

法定代理人の方が代理申請する場合のみ添付が必要です

『登記事項証明書』

※未成年後見人の場合は、未成年本人の戸籍謄本(正本)

**※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。**

**(チェック漏れや提出書類の不備がある場合は給付を受けられません。)**

**本申立ての内容に相違ありません。**

令和 年 月 日 申請者氏名

**■ 申請方法**

- 郵送での申請となります。
- 裏面に降に必要な事項記載し、提出書類を添付の上、**令和7年10月31日(金)(当日消印有効)**までに下記住所宛に郵送してください。

※給付金事務局が申請を受理してから支給まで、最短で4週間程度かかります。

【送付先】

〒517-0592

志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市物価高騰生活支援給付金事務局宛

**本人（代理人）確認書類のコピーを貼り付けてください。**

**※※枠内に貼り付けをしてください※※**

※運転免許証（裏面に記載があれば裏面も）、健康保険証、介護保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1つを貼付。

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類をどちらも添付してください。

**振込先金融機関口座がわかる書類のコピーを貼り付けてください。**

**※※枠内に貼り付けをしてください※※**

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がはっきりと分かる、通帳やキャッシュカードの写しを貼付。ネット銀行の場合は、口座情報画面を印刷したもの）  
「（3）給付金の振込希望口座」に記入した振込を希望する口座の確認書類をご添付ください。